

令和7年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）
（令和7年10月1日から令和8年3月13日まで）

1 背景及び目的

ニホンジカは古くから牡鹿半島と金華山に生息しているが、近年、生息域の拡大と生息密度の増加が確認されている。それに伴い、農林業被害の発生、車両衝突事故の発生等、人とのあつれきが増大している。また、強い採食圧により、森林が持つ公益的機能の低下や生物多様性の低下が懸念される。

これまで狩猟や有害捕獲による積極的な捕獲を行ってきたが、依然として農林業被害は継続的に発生している。また、奥羽山脈における目撃情報も数多く寄せられていることから、今後、人とのあつれきや森林生態系への影響がさらに増大する懸念がある。

県では地域に応じた適正な生息密度に誘導するため、令和4年4月に「第三期宮城県ニホンジカ管理計画」を策定し、生息密度を原住区域及び拡大区域Aは10頭/k²以下、拡大区域Bは3～5頭/k²以下、侵出抑制区域は1～2頭/k²以下及び警戒区域は1頭/k²以下を管理目標とした。

県が行った生息状況調査結果によれば、令和5年度末時点での県内のニホンジカ推定生息数は中央値で16,183頭となっており、減少傾向にあるものの、侵出抑制区域を除いて管理目標の達成には至っていない。

第三期宮城県ニホンジカ管理計画における令和7年度の捕獲目標は、5,370（5,710）頭以上（牡鹿半島及びその周辺部については2,760（3,050）頭以上、県北東区域については1,850（1,890）頭以上、その他区域については160（170）頭以上、狩猟については600頭以上）とするが、牡鹿半島周辺域や県北東区域をはじめ県内各地で目撃や生息が確認されており、更なる捕獲圧の強化が必要であるため、市町村による有害鳥獣捕獲事業に加え、県が実施主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することにより、目標達成に向け取り組んでいく。本事業では、ニホンジカの生息密度の減少及び生息域の縮小又は拡大防止を目的に捕獲を行うこととする。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

（注2）（）は追加で予算措置があった際の目標とする。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
原住区域	令和7年10月1日から令和8年3月13日まで (うち、捕獲作業を行う期間: 令和7年11月1日から令和7年2月28日まで(4ヶ月間))
拡大区域 A	
拡大区域 B	
侵出抑制区域	
警戒区域	

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域(国指定鳥獣保護区を除く)

実施区域名	実施市町村名	選定理由	他法令等
原住区域	石巻市の一部・女川町の一部(国道398号以南の牡鹿半島地域)	原住地域である牡鹿半島は生息密度が高く、現在では半島以外の地域に流出していることから早急に個体数の減少が必要な地域である。	鳥獣保護区、三陸復興国立公園、県立自然公園(硯上山万石浦)、国有林、鳥獣被害防止計画対象地域、有害捕獲事業実施区域
拡大区域 A	石巻市の一部・女川町の一部(原住区域以外の地域)	原住地域である牡鹿半島等から生息域を拡大し、すでに定着している区域。 生息密度が高く、早急に個体数の減少が必要な地域である。	鳥獣保護区、三陸復興国立公園、県立自然公園(旭山)、国有林、鳥獣被害防止計画対象地域、有害捕獲事業実施区域
拡大区域 B	登米市の一部(北上川以東)及び南三陸町	現状捕獲実績が少ないが、生息調査などにより生息密度の急激な増加が確認されている地域を含んでおり、今後の被害増加を抑制するために捕獲圧を強化する必要がある。	鳥獣保護区、三陸復興国立公園、県立自然公園(気仙沼)、国有林、鳥獣被害防止計画対象地域、有害捕獲事業実施区域
侵出抑制区域	大崎市、栗原市、登米市の一部(北上川以西)	現状捕獲実績が少ないが、近年は目撃情報が寄せられている地域であり、生息域拡大防止のために捕獲圧を強化する必要がある。	鳥獣保護区、三陸復興国立公園、栗駒国定公園、国有林、鳥獣被害防止計画対象地域、有害捕獲事業実施区域

警 戒 区 域	仙 台 市、白 石 市、岩 沼 市、蔵 王 町（一部地域 に限る）、村 田 町、柴 田 町、川 崎 町、大 和 町 加 美 町（一部地 域に限る）及び 色 麻 町、東 松 島 市	侵入初期段階で現状捕獲実績 が少ないが、近年は目撃情報が寄 せられている地域であり、生息域 拡大防止のために捕獲圧を強化 する必要がある。	鳥獣保護区、蔵王国定公園、 県立自然公園（船形連峰、 二口溪谷、蔵王高原、松島）、 国有林、鳥獣被害防止計画 対象地域、有害捕獲事業実 施区域
------------	--	---	--

（注）１ 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。

２ 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。

３ 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定
した理由を記載する。

４ 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等
に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）に定める被害止計画の対象地
域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合におい
ては、その名称を記載する。

５ 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

５ 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
原住区域	２０３（２７６）
拡大区域Ａ	６９７（９１４）
拡大区域Ｂ	１５０（１９０）
侵入抑制区域	４０（４５）
警戒区域	１０（１５）
合計	１，１００頭（１，４４０頭）

（注）第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的
な数値を記載すること。

（注２）（）は追加で予算措置があった際の目標とする。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
原住区域・拡大区域A、拡大区域B	・銃猟（巻狩り等を想定）及びわな猟（くくりわな及び箱わなを想定） ・銃猟においては、非鉛製銃弾の使用に限る（止め刺し等、半矢になった個体を猛禽類が摂取する可能性がない場合はこの限りではない。）。	受託者と調整の上決定する
侵出抑制区域・警戒区域	・わな猟（くくりわな及び箱わなを想定）	受託者と調整の上決定する

（注）1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。

2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者がライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。

ア 関係者等との調整

関係市町村、関係者等との調整を行い合意形成を図る。

イ 捕獲等の実施

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託し捕獲を実施する。

ウ 安全管理

受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。

巻き狩りを実施する際は事前に地域住民等に周知し、捕獲の際は、監視員を配置するなど事故等の防止を図る。

エ 捕獲した個体の回収・処分方法

捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。

なお、全頭検査が可能な食肉処理加工施設へ搬入する場合は、利活用も可能とする。

オ 錯誤捕獲の場合の対応

ニホンジカ以外の獣が捕獲された場合は原則放獣とし、錯誤捕獲の状況を記録する。

カ 捕獲情報の収集及び評価

受託者から捕獲数、場所、性別、捕獲個体サイズ、捕獲作業量等の情報を収集し、事業評価を行い、必要に応じて評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】

宮城県

【実施方法】

委託

【委託の範囲】

指定管理鳥獣の捕獲

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者とする。

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先(認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等)があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 巻き狩りを実施する際は、防災行政無線での放送等、地域住民や関係者に対し、十分な周知を図る。
- ・ わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。
- ・ 猟犬は捕獲作業時以外は常に繋留するとともに、捕獲作業に際しては、巻き狩り責任者の管理監督の下、現場における安全を十分確認し、人の身体・生命・財産に危害を与える恐れのない場合以外は繋留を解かないこと。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・ 墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。
- ・ 止めさしで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・ 連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努めることとする。
- ・ ツキノワグマの錯誤捕獲を未然防止するため、「輪の直径が12cmを超えるくくりわな」及び「締め付け防止金具がないくくりわな」は使用しない。
また、箱わなを使用する際は上部脱出口（30cm×30cm以上）が備えてあるものに限る。
- ・ くくりわなを設置した付近でツキノワグマの生息が確認された場合は、錯誤捕獲防止機能付きのわなや、錯誤捕獲されにくいわなを使用し、使用できない場合は、わなを移動する、あるいは設置を中止する。
- ・ くくりわなを設置する場合は、誘引用の餌（まき餌）を使用しないこと。
- ・ ツキノワグマの生息が確認される地域においては、安全性の観点から複数名で対応する等安全面に配慮する。

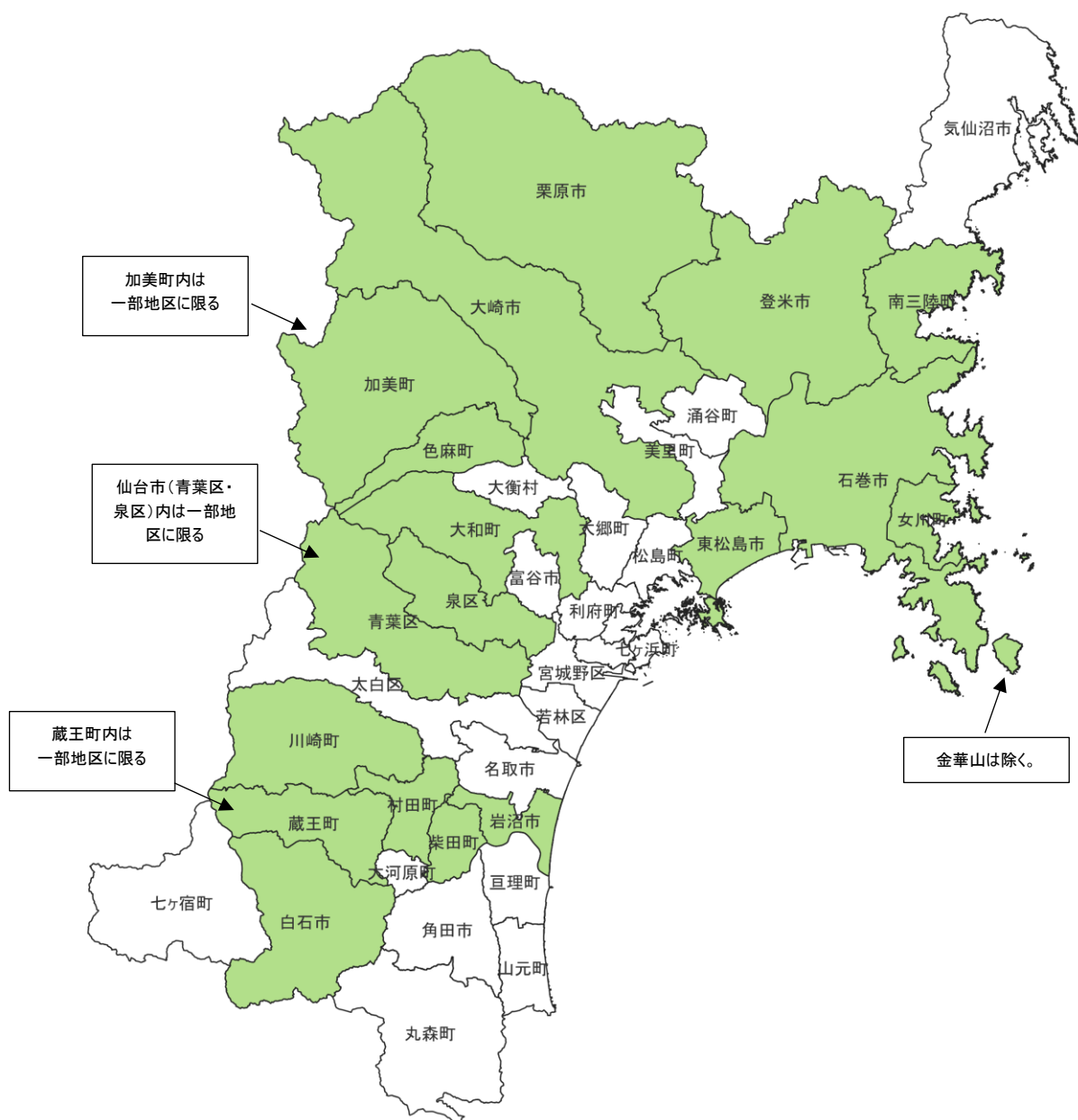
(2) 事業において配慮すべき事項

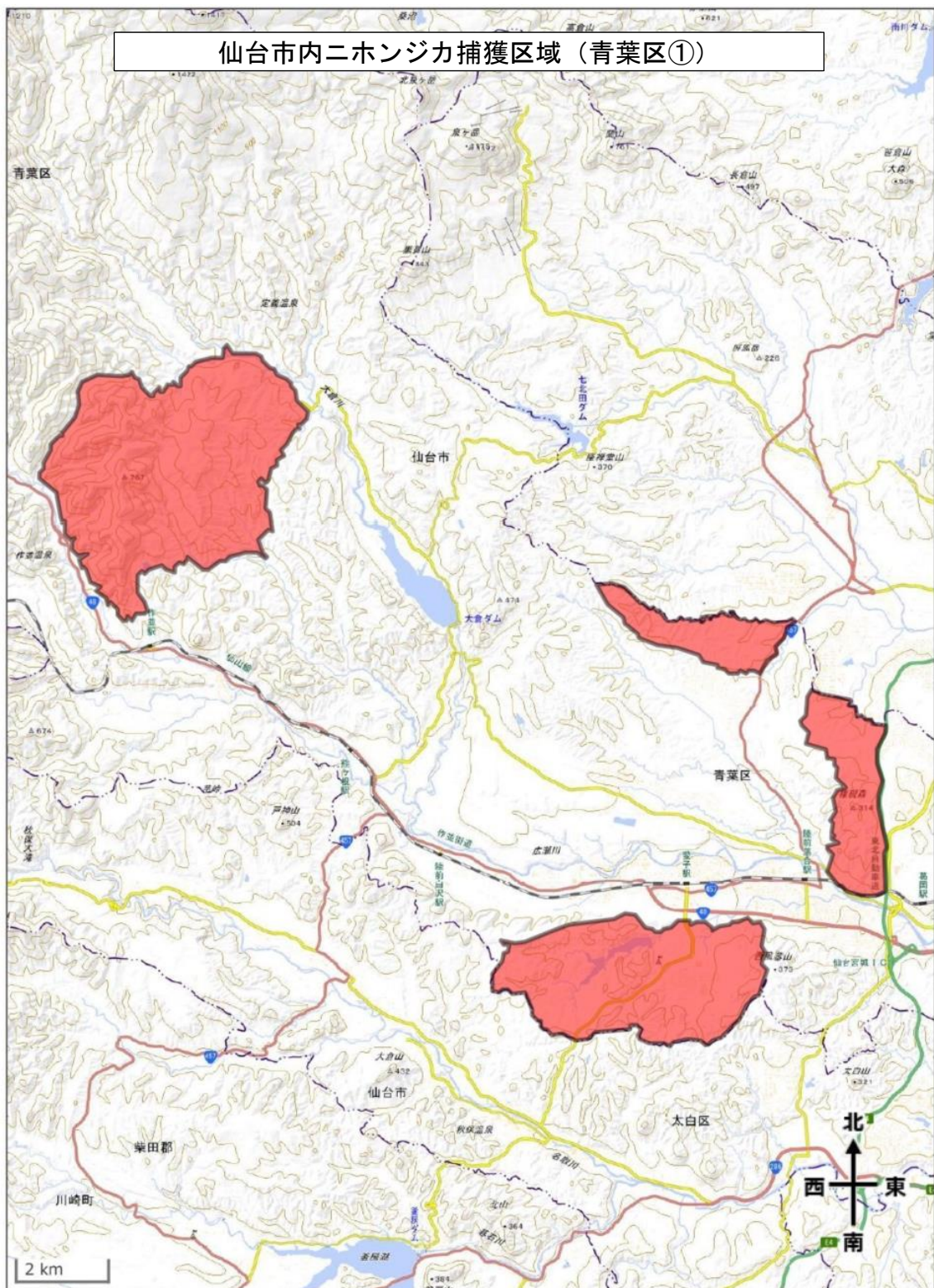
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、森林法、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、電波法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令を遵守する。

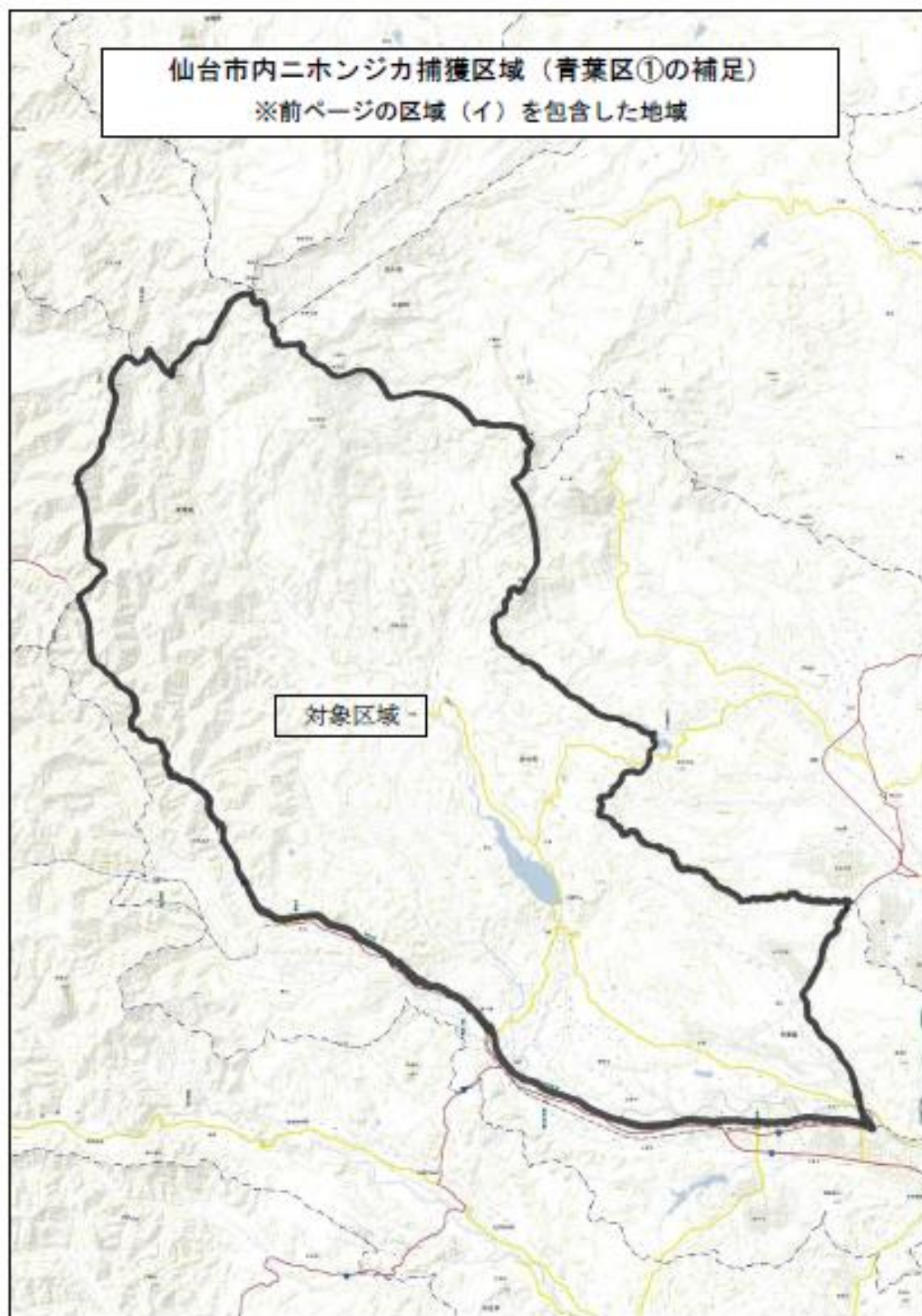
(3) 地域社会への配慮

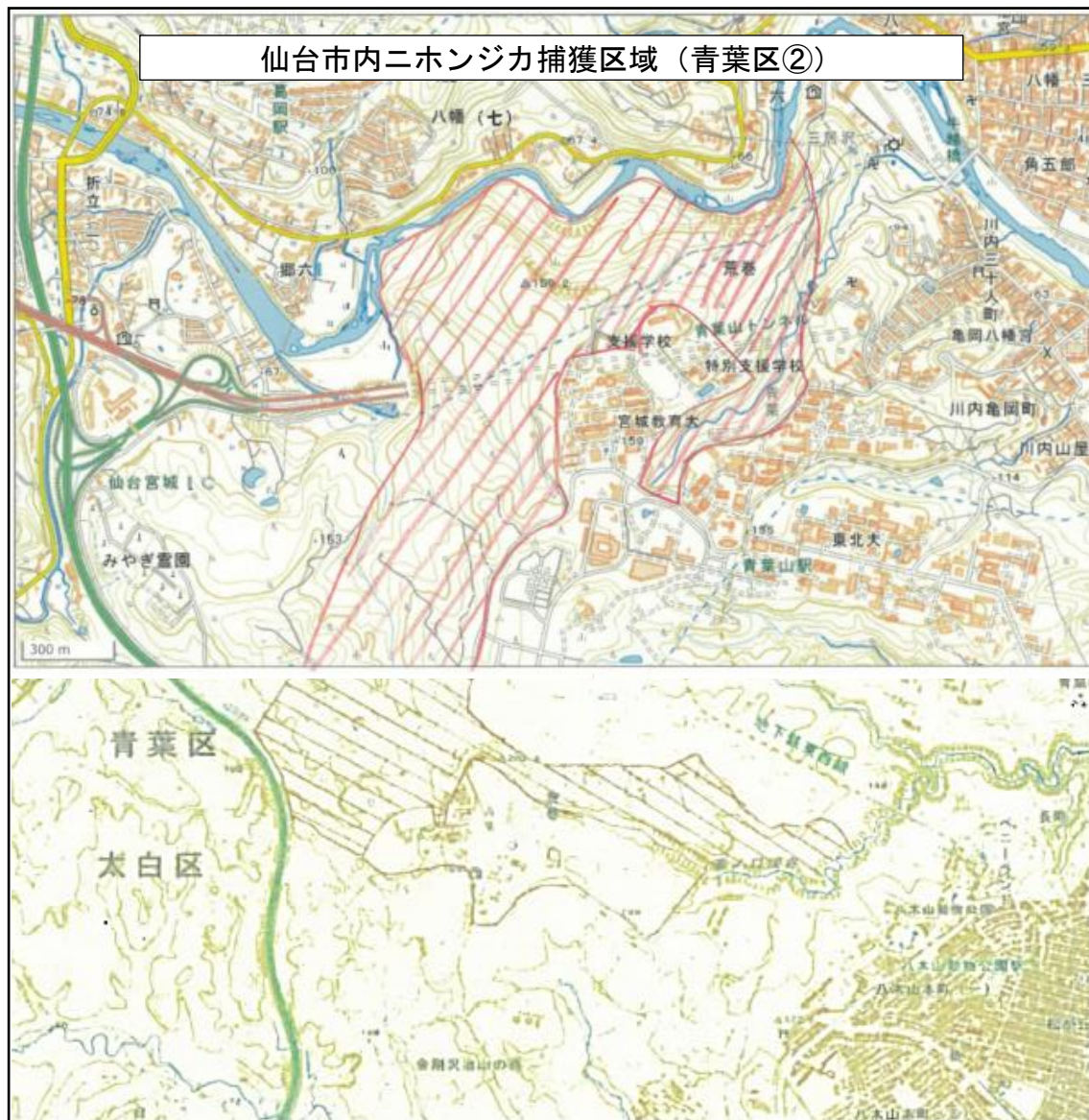
事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。

实施区域位置图

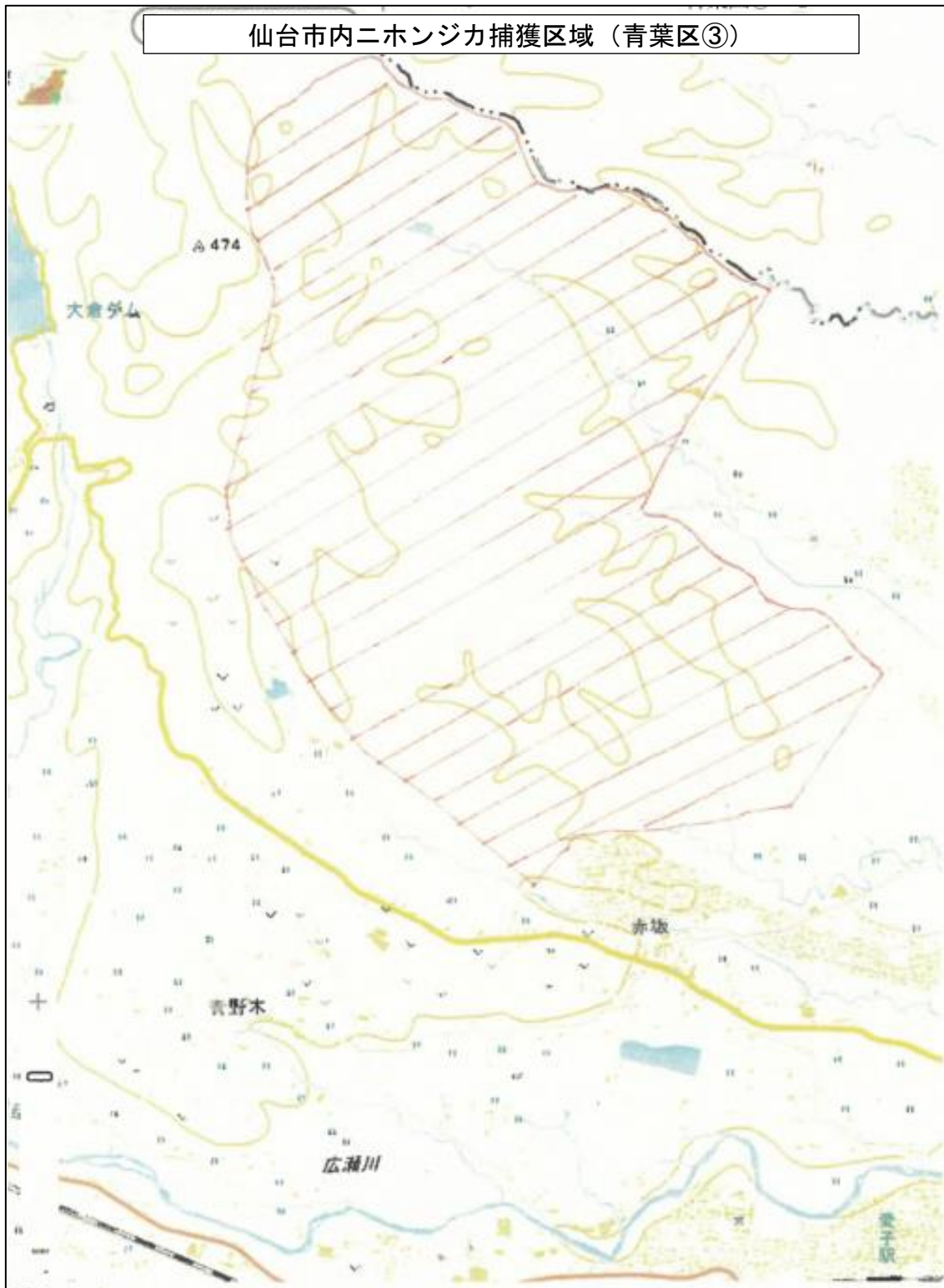


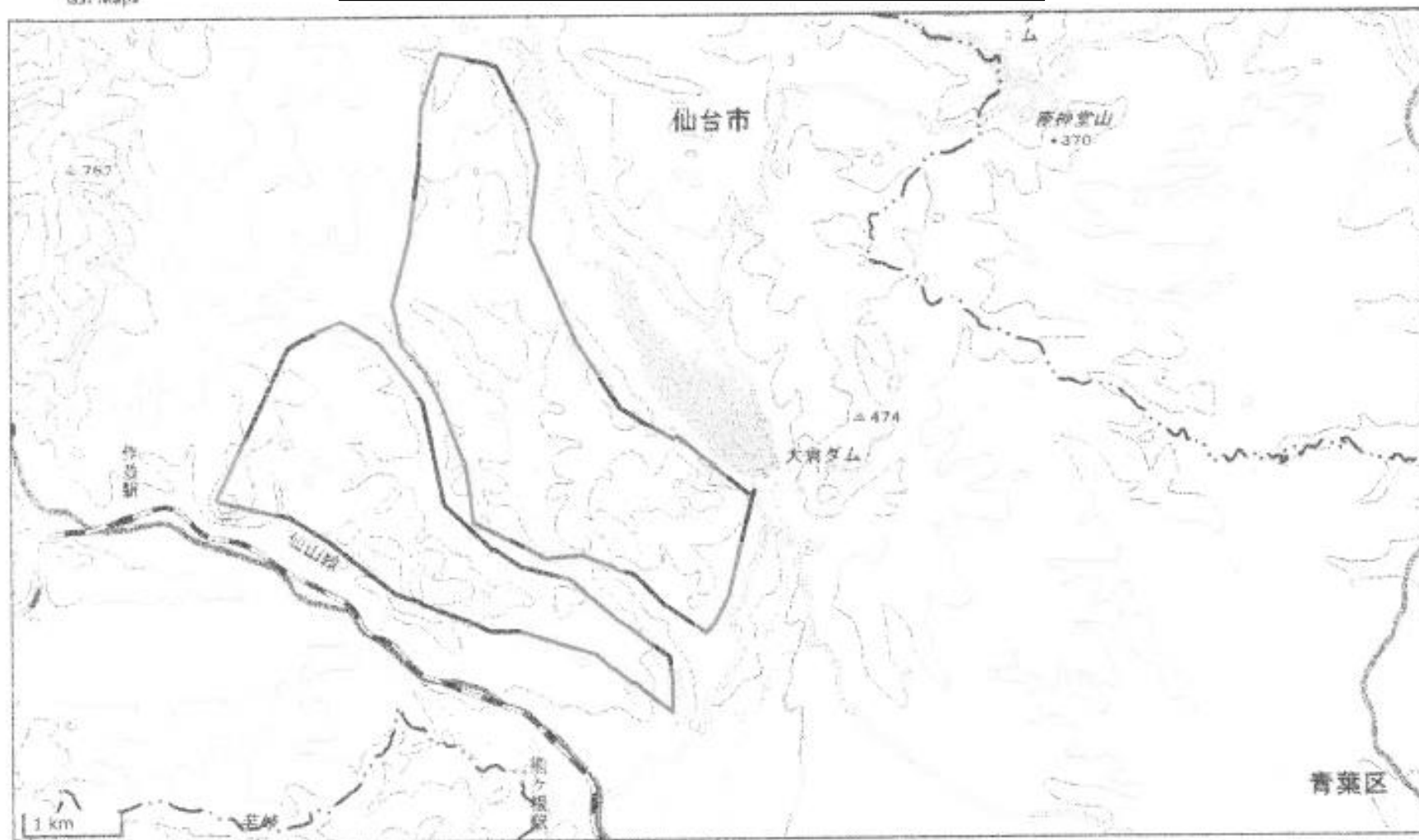




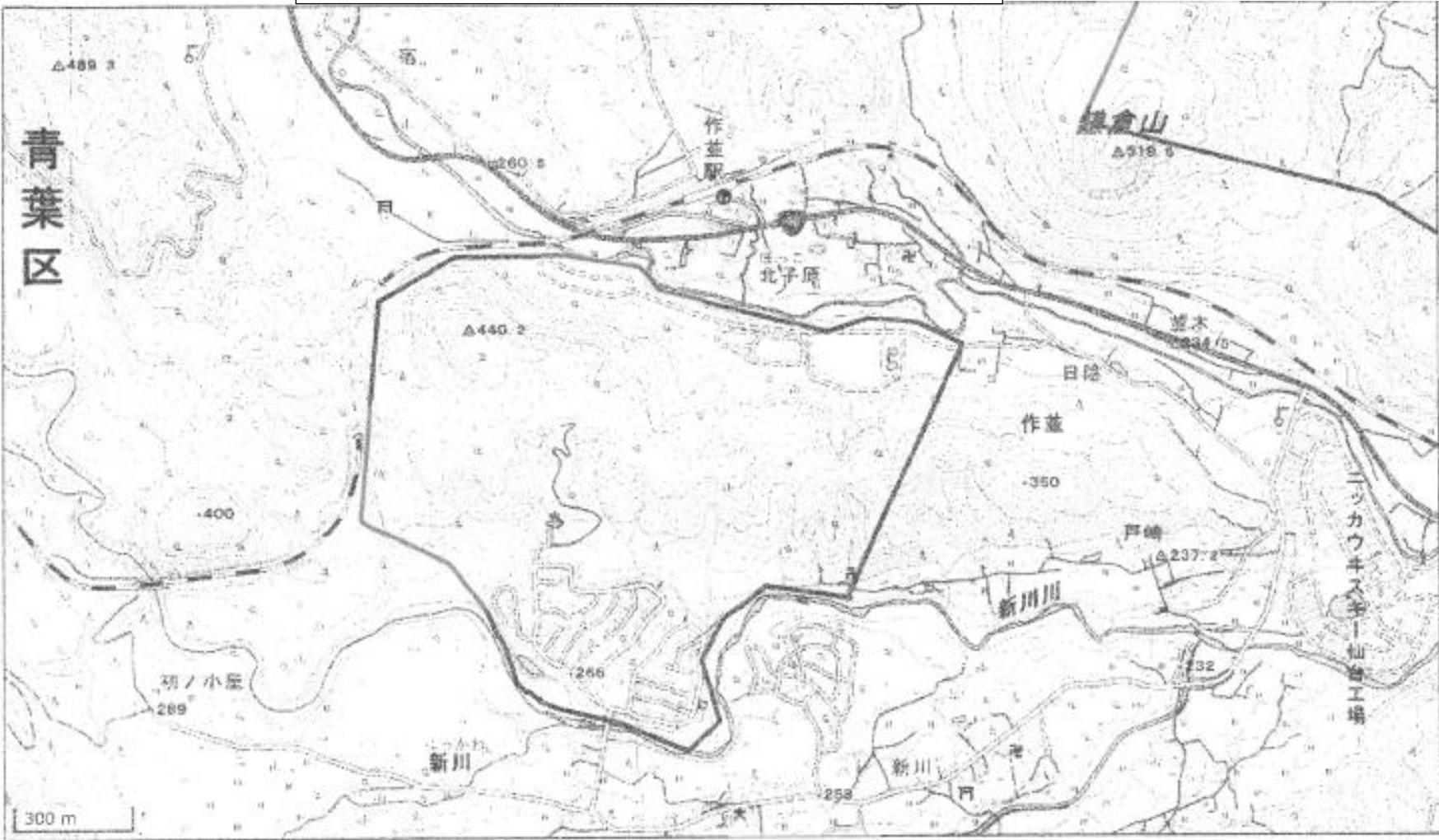


仙台市内ニホンジカ捕獲区域（青葉区③）

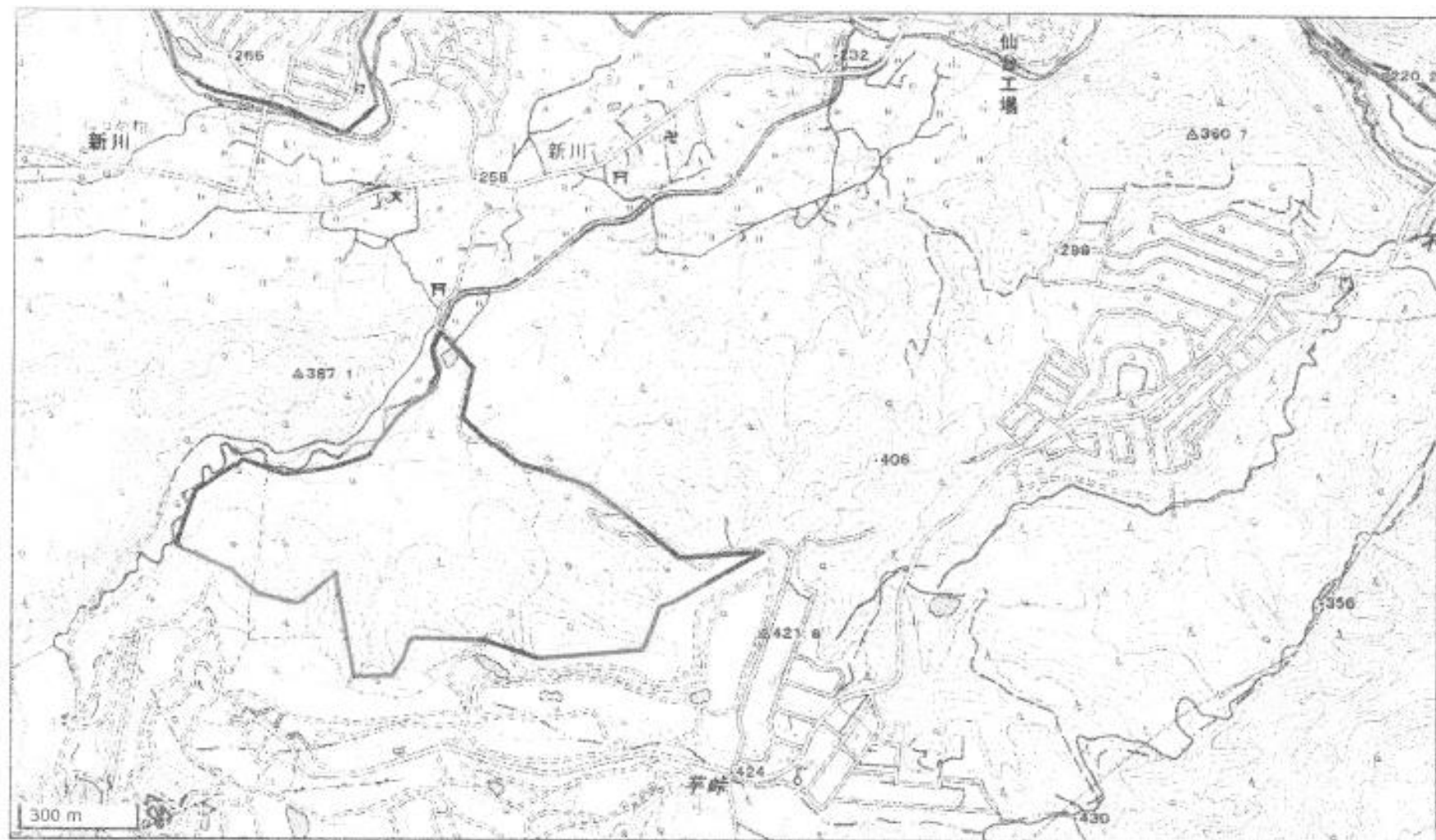




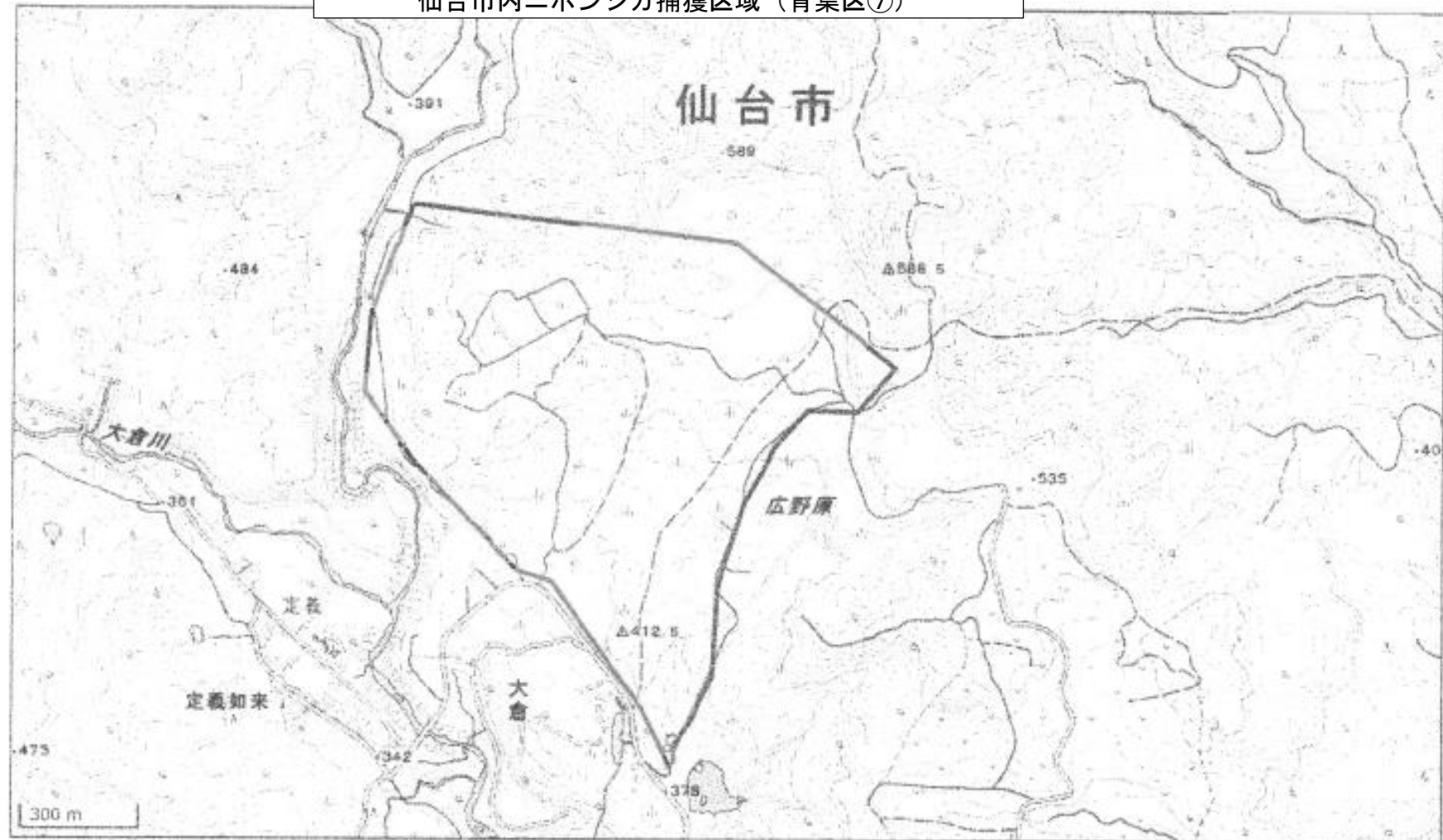
仙台南二ホンジカ捕獲区域（青葉区⑤）



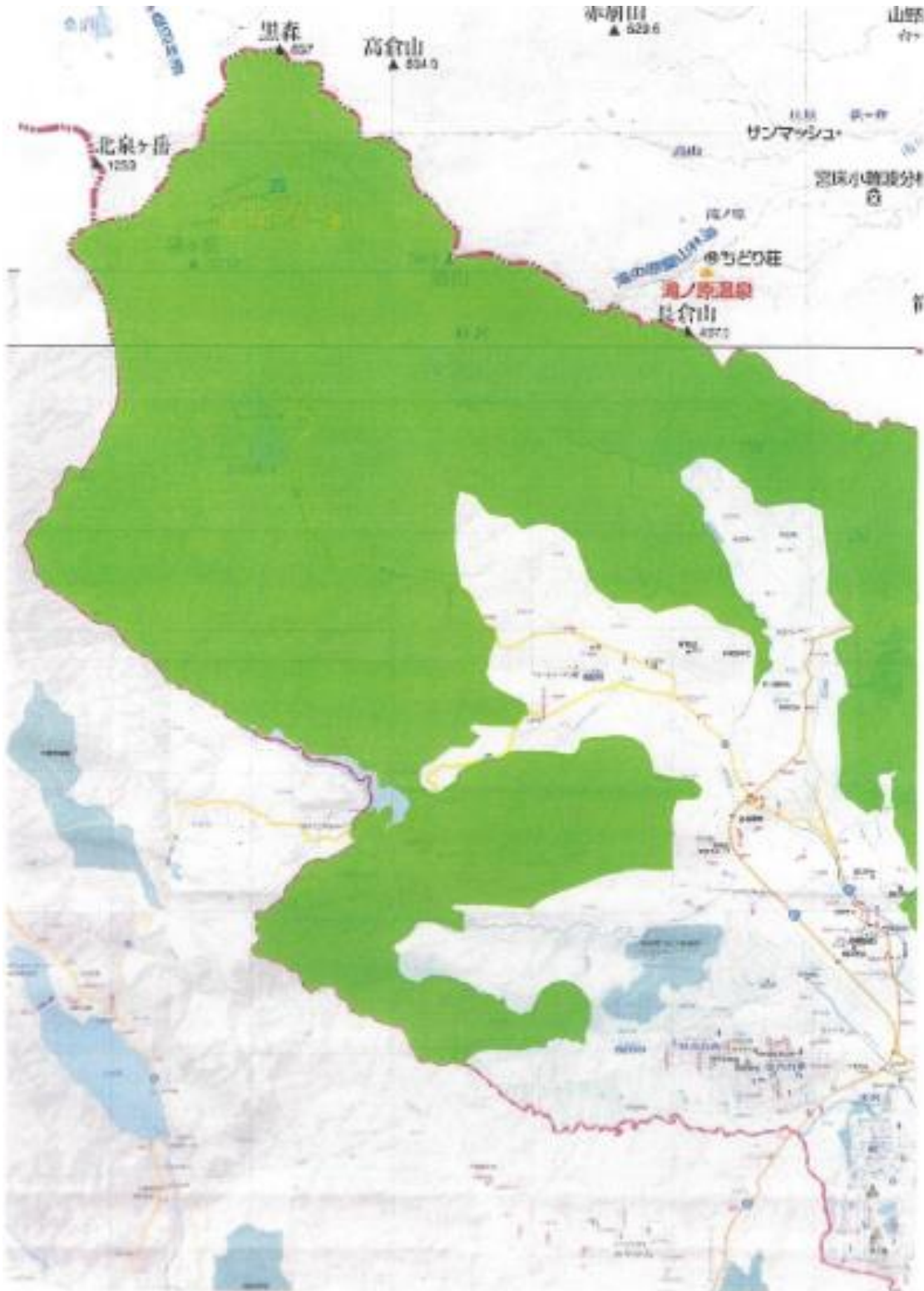
仙台市内ニホンジカ捕獲区域（青葉区⑥）



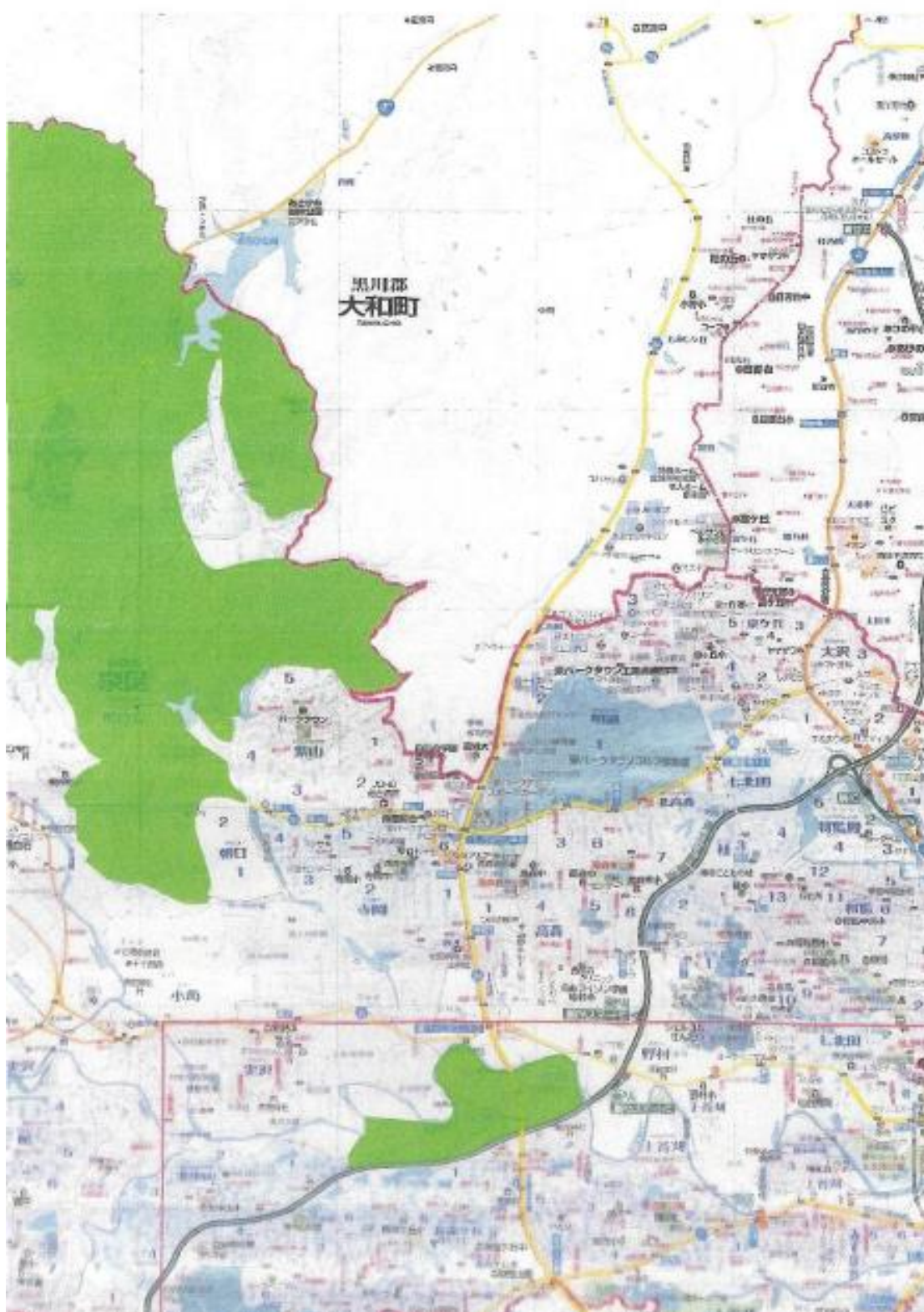
仙台市内ニホンジカ捕獲区域（青葉区⑦）



仙台市内ニホンジカ捕獲区域（泉区①）



仙台市内ニホンジカ捕獲区域（泉区②）



加美町内ニホンジカ捕獲区域

